

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 議事録

■日時 平成28年3月24日（木）午前10時00分～午後12時12分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、坂本第二部会長代理、池本委員、木村委員、齋藤委員、佐々木委員、杉田委員、谷川委員、寺島委員、西川委員、野部委員、藤倉委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境、廃棄物及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染及び騒音・振動に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3) 「(仮称) 大手町地区 D-1 街区計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

・「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書案	・町田市資源循環型施設整備事業	平成 28 年 2 月 29 日
2 事後調査報告書	・(仮称) 港区芝浦一丁目計画 (工事の施行中その 2)	平成 28 年 2 月 29 日
	・東北縦貫線(東京駅～上野駅間) 整備事業(工事の施行中その 7)	平成 28 年 3 月 7 日
	・国分寺都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線(府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間) 建設事業(工事の施行中その 3)	平成 28 年 3 月 9 日
	・(仮称) 西友府中店建築事業(工事の完了後)	平成 28 年 3 月 14 日
	・多摩興産株式会社採掘区域拡張事業(工事の施行中その 3)	平成 28 年 3 月 11 日
	・西東京都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線(西東京市東伏見～北町間) 建設事業(工事の施行中その 11)	平成 28 年 3 月 14 日
	・大田清掃工場整備事業(工事の完了後)	平成 28 年 3 月 14 日
3 変更届	・東京都市計画道路環状第 2 号線(中央区晴海四丁目～銀座八丁目間) 建設事業	平成 28 年 2 月 26 日
	・(仮称) T G M M 芝浦プロジェクト	平成 28 年 3 月 3 日
	・是政橋及び関連道路建設事業	平成 28 年 3 月 14 日
	・調布都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線三鷹都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線(調布市富士見町～三鷹市野崎間) 建設事業	平成 28 年 3 月 14 日
	・(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業	平成 28 年 3 月 14 日
4 着工届 (事後調査計画書)	・(仮称) 東京港臨港道路中防内 5 号線、中防外 5 号線及び中防外 3 号線道路建設計画	平成 28 年 3 月 1 日
	・(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画	平成 28 年 3 月 2 日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
5 完了届	・ (仮称) 港区芝浦一丁目計画	平成 28 年 2 月 29 日
	・ 東北縦貫線 (東京駅～上野駅間) 整備事業	平成 28 年 3 月 7 日

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会

速 記 録

平成28年3月24日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、また、雨の中、御出席いただきありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち15名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成27年度第11回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○片谷審議会会長 皆様、年度末の御多忙の中、御出席くださりましてありがとうございます。

会議に入ります前に、今、事務局から報告がございましたように、本日は傍聴を希望する方がお見えですので「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とすることにいたします。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴者入室)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方におかれましては、大変朝早くからお疲れさまでございます。傍聴を希望する案件の審議が終了しました時点で途中退室されても結構でございますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

では、ただいまから平成27年度「東京都環境影響評価審議会」の第11回総会を開催いたします。

本日の会議次第でございますけれども、お手元の次第にありますように、答申3件に係る審議を最初に行います。その後、諮問が1件と受理報告を受けるという順序となっております。

では早速、審議に入らせていただきます。

1つ目の案件でございますけれども「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案の答申に係る審議でございます。

この案件につきましては、第一部会に付託させていただきましたので、その審議の結果につきまして、町田第一部長から報告をしていただくことにいたします。

では、よろしくをお願いいたします。

○町田第一部長 それでは、報告をさせていただきます。

まず、資料1をご覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を

事務局から朗読をしていただきたいと思います。

お願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。1ページ、資料1で
ございます。

平成28年3月24日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

おめくりいただきまして、2ページの別紙でございます。

「江東区有明北3-1地区開発計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年10月29日に「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案
(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民
及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については4ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術
指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意すると
ともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄
与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のため

の措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【風環境】

風洞実験において、海からの風向についても地表面粗度区分IV相当の実験気流を使用しているが、その妥当性が不明確であることから、これを明らかにすること。

【廃棄物】

- 1 施設の供用に伴う廃棄物の資源化率について、「江東区一般廃棄物処理基本計画」に示される平成33年度の目標値である27.3%に設定しているが、本事業者は上記計画に定める大規模建築物事業者であることから、その資源化率の目標値を踏まえ、住宅以外の部分について、あらためて資源化率を設定し、予測・評価すること。
- 2 工事の施行中における建設廃棄物の発生量の予測において、商業施設・業務施設・ホテル等の施設を「店舗等」としてまとめて算出しているが、当該施設は複数用途の施設であることから、用途別の発生原単位を用いて建設廃棄物の排出量を算出し、予測・評価すること。

【温室効果ガス】

- 1 施設の供用に伴う温室効果ガス排出量及び削減量の予測において、商業施設・業務施設・ホテル等の施設を「商業」としてまとめて算出しているが、当該施設は複数用途の施設であることから、用途別のエネルギー消費量原単位を用いて温室効果ガス排出量及び削減量を算出し、予測・評価すること。
- 2 施設の供用に伴う温室効果ガス排出量の予測条件について、類似事例として選定した建築物と計画建築物との類似性が不明確であることから、これを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成27年10月29日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申

案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から1件の意見書の提出がありました。また、関係区長である江東区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、江東区有明二丁目に位置する約10.7haの敷地において、約1,540戸の共同住宅、商業施設、ホテルなどの建築物の新築及び約3,770台の駐車場の設置を行うものであります。対象事業の種類は「住宅団地の新設」及び「自動車駐車場の設置」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず【大気汚染】の意見からでございますが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大濃度着地地点では寄与率が高く、また、二酸化窒素は環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置について検討することを求めるものでございます。

次に【騒音・振動】の意見ですが、工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点では環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置について検討することを求めるものでございます。

また、このほか【風環境】の意見が1件、【廃棄物】の意見が2件、【温室効果ガス】の意見が2件ございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

では、ただいまの報告いただきました、この案件につきまして、何か委員の皆様から御意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

現地の調査にも大半の委員の方には御参加いただきましたので、現地の実情も御理解いた

だけているかと思いますが、特に今、答申案に意見を出されている委員の方から何か補足される御説明とかがありましたら承ります。

よろしいでしょうか。

私から1つだけ、これは事務局へのお願いですけれども、現状では住宅といいますか、マンションと学校が予定地の周辺に、道路を挟んでおりますが、ありますので、そういったところへの影響に対する配慮というものは、この特定の意見ということでもなくとも、やはり事業者にとって、今後、工事の実施の期間をも通じて、常に最優先事項として認識しておいていただく必要がありますので、意見には書いていないけれども、それは大前提であるということとはぜひ事務局から事業者に強く指導しておいていただきたいと思います。

ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

では、特に御発言がないようですので、今、報告をいただきました内容をもちまして、審議会としての答申といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきますので、事務局で答申のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を読み上げていただくようにお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 読み上げさせていただきます。

27東環審第35号

平成28年3月24日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「江東区有明北3-1地区開発計画」環境影響評価書案について（答申）

平成27年10月29日付27環総政第652号(諮問第452号)で諮問があったこのことについて、当

審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げさせていただきましたとおりでございます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、読み上げていただきましたとおり、知事に答申することにいたしたいと存じます。

では、次に2番目の案件でございます。「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、第一部会で審議していただきましたので、その結果につきまして、町田第一部会長から報告をしていただくことにいたします。

では、お願いいたします。

○町田第一部会長 それでは、報告をさせていただきます。

まず、資料2をご覧いただきたいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 では、本日の資料の5ページ、資料2を読み上げさせていただきます。

平成28年3月24日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は6ページになります。

「目黒清掃工場建替事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年7月31日に「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価書案（以下「評

価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は8ページのとおりです。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染、騒音・振動共通】

首都高速中央環状品川線の開通に伴い、工事用車両及びごみ収集車両等の走行ルートである山手通りの現況交通量が変化していると考えられることから、予測条件の妥当性について検証すること。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価において、騒音レベルの増分はわずかであり、事業の実施による影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状においても環境基準を超えている地点があることから、規制速度の厳守はもとより、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音による影響の低減に努めること。
8ページが付表になります。

以上です。

○町田第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成27年7月31日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から10件の意見書の提出がございました。また、関係区長である目黒区長及び品川区長から意見が提出されております。この意見に対しまし

ては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、12名の方からの公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますけれども、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、目黒区三田二丁目に位置する約2.9haの敷地において、目黒清掃工場を建て替えるものであります。対象事業の種類は「廃棄物処理施設の設置」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず【大気汚染、騒音・振動共通】の意見からでございます。首都高速中央環状品川線の開通に伴い、山手通りの現況交通量が変化していると考えられることから、予測条件の妥当性について検証することを求めるものでございます。

次に【大気汚染】の意見でございます。建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

最後に【騒音・振動】の意見ですが、工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価において、道路交通騒音は現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の低減に努めることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま報告していただきました内容につきまして、何か御意見等の御発言がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

私も都民の意見を聴く会に同席させていただきましたけれども、他にも何人かの委員の方に御出席いただいておりますので、もし何か御出席いただいたときの御意見に関連するコメント等をいただければと思っております。

私自身も、やはり周辺にお住まいの方々のいろいろな御懸念とか、あるいは御不満に相当するような御発言もあったと認識しておりまして、やはり事業者にはそういう周辺の方々の

御意向というものを十分勘案して事業を進めていただくことが非常に重要かと思っております。

この答申の案では、意見が出ている項目は余り多くないわけですが、全体としてそういう都民の、周辺にお住まいの方々の御懸念に対する十分な配慮というものは必要であると思っておりますので、そのあたりは事務局で十分な対応をお願いしたいと思っております。

どなたか、御出席いただいた方で何かコメントをいただくことはありますか。

では、谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 今、会長のほうからも御意見がありましたけれども、私も同席させていただきました。この建替えというものは東京23区で共通することですので、この目黒工場に限らず全ての、一部事務組合の行う清掃工場の建替えに当たっては、ある意味では共通して対応していただければという思いでおりますので、よろしく願いいたします。

○片谷審議会会長 この建替事業は、要は輪番制のような形で順次行われているわけですので、これからもおそらく、ほとんど毎年のように出てくるものであると思っております。ですから、いずれも23区内ですので、当然、周辺にお住まいの方々がいらっしゃる。広大な空き地などというものは当然ないわけですので、割と近い距離に住んでいらっしゃる方が大勢いらっしゃる案件が、今回のものもその一つの例ですが、たくさんあると思っておりますので、やはり事業者の姿勢というものが非常に問われるわけです。

もちろん、焼却炉自体は新しくなるわけですから、同じ焼却量であれば、同じ性能であれば環境負荷自体は一般には減るわけですが、やはり工事中の問題、あるいはごみ収集車の走行による影響等は当然無視できないレベルであるわけで、それを最小化する事業者としての努力というものが最も重要な点であると言ってよろしいかと思っております。この案件もそうですし、今後出てくる案件も同じような状況が想定されますので、事務局としても、この一部事務組合への指導を継続的にしていただくようお願いしたいと思います。

ほかに何か御意見等はございますでしょうか。

では、森川委員、どうぞ。

○森川委員 ちょっと関連してコメントなのですが、やはりごみ清掃車の話とか悪臭の話がありますが、この案件の中では対象外になってしまうのと、あと、いろいろなごみを集めてくるのですが、この目黒区の周辺ですと、例えばプラスチックは集めないとかをしても、よその区では集めて、それを結局、この工場で燃やす。

それで、焼却炉そのものの性能はきちんとしておりますので、まぜて燃やしても排気には

問題はないのですけれども、周辺の方々にとってみますと、どうして区によって違うのですかとか、納得がなかなかいきづらい部分がありまして、先ほど谷川委員が言われましたように、一部清掃組合ですか。それと、区がやっていることとちょっと連携をうまくやっていけるようにといたしますか、そういうところを少しお願いしたいなということ。

あと、工事が始まりますと、やはり工事車両が入ってくる時間帯とか入り方とか、清掃車とはちょっと違ってくると思いますので、学校も近くにありますので、そこも、意見には書いていないのですけれども、お伝えいただければと思います。

○片谷審議会会長 事務局からよろしいですか。何かコメントはありますか。

どうぞ。

○佐藤アセスメント担当課長 今、会長、谷川委員、森川委員に御指摘いただきました点につきましては、事業者のほうに伝えていきたいと思います。特に23区との連携につきましては、今事業、また、これから次に出てくる事業でもかかわってくると思いますので、事業者のほうにしっかり伝えたいと思います。

○片谷審議会会長 御指摘いただいた委員は認識されているのですけれども、要するに、これは目黒区に立地しているわけですが、周辺のほかの区のごみも焼却するわけですが、その分別に関する区からの住民に対する指示が区によって異なるということで、この立地する目黒区の周辺にお住まいの方は非常に細かく分別をされているのに、ほかの区で余りきちんと分別されないごみを持ち込まれることに対する懸念や不満というものがかなりあるような、そういう趣旨の御発言は意見を聴く会でありました。

ですので、やはりそういう問題は行政と一部事務組合との間で当然、今後、改善を図っていただきたいということですので、その点はこの審議会としても関係部署にぜひそうしていただきたいという、改善していただきたいという要望として伝えていただきたいというのを事務局に改めてお願いしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに何か御発言はございますでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 やはり周辺の住民の方への環境配慮を行うのは当然のことながら、自治体では廃棄物処理を止めてはいけないというのがありまして一般廃棄物処理の計画を進めていくわけですけれども、特に一部事務組合は東京23区全体を担っているということで特殊ですので、やはり持っているミッションというものも、ここで書くかどうかというのは、必要があればであると思うのですが、相互理解に役立つのであれば、例えば優先順位として高いことが、

こういうことがある。

例えば23区全体のごみ処理止めてはいけないとか、大体、計画を進めるときには基本構想とかをまず挙げまして、その後、基本計画を具体化してまいります。その基本構想の中で基本方針を挙げていきますので、事業者として重要と思うことを整理して説明するようなことがありますので、相互理解のためにそういうこともいろいろ含めて進めていかれたらいいのではないかと思います。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今の御提言も重要な点ですので、審議会で附帯意見としてそういう要望が出たということは事業者に伝えていただくようお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

今の件は、この案件の評価書に盛り込むのは時間的にもちょっと厳しいかと思えますけれども、いずれ、事務組合としてのそういう基本方針的なものを示していただくことは重要かと思えますので、現状では特段、そういう記載はないですね。

○佐藤アセスメント担当課長 具体的にはないのですが、一応、事業の目的というものが評価書案の15ページに書いてあるくらいです。

○片谷審議会会長 一部事務組合と行政、要するに各区の役割分担があって、行政的な方針はやはり区が決めるわけですね。それで、一部事務組合はその区の決めた方針に従って一般廃棄物の処理を進めるという仕組みになっているはずですから、事務組合だけで基本計画を決められるわけではないわけで、それはそれぞれの区に働きかけていただくということであると思うのです。

やはり直接、周辺の住民の方々に影響を与えるのは清掃工場ですので、その清掃工場をつくり運営する事務組合として、今、池本委員が指摘されたようなことを区に働きかけていただくというのも大事なことかと思えます。

事務局、よろしいでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。では、今、会長、それと池本委員から御指摘のありました、基本計画とその辺の部分について、今の構成で入れられるかは難しいので、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ほかに御発言がなければ、先ほど町田部会長から報告いただいた内容で審議会としての答申としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。答申のかがみを事務局から配付をお願いします。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を読み上げていただくようお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 読み上げさせていただきます。

27東環審第36号

平成28年3月24日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「目黒清掃工場建替事業」環境影響評価書案について（答申）

平成27年7月31日付27環総政第363号(諮問第448号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、今、朗読していただきましたとおり、知事に答申することにいたしたいと存じます。

3番目の案件の審議に移ります。「(仮称) 大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案の答申に係る審議でございます。

この案件につきましては、第二部会で審議をしていただきました。その結果につきまして、坂本第二部会長代理から報告をしていただくことにいたします。お願いいたします。

○坂本第二部会長代理 それでは、報告させていただきます。資料3をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。
○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料の9ページ、資料3を読み上げさせていただきます。

平成28年3月24日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平手 小太郎

「（仮称）大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は10ページになります。

「（仮称）大手町地区D-1街区計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年10月29日に「（仮称）大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は12ページのとおりです。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

- 1 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討

すること。

- 2 駐車場の供用に伴う大気汚染の評価において、評価の指標とした環境基準は超えていないものの、排気口位置が地表付近に点在していることから、事後調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、また、計画地は日本を代表するビジネスセンターの玄関口である東京駅に面する場所であることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置の中で、計画建築物の形状を工夫することにより風環境の軽減を図るとしているが、建設後の風環境評価が2領域悪化する地点があり、また、計画地内には多くの人が集う大規模広場を整備する計画があることから、更に良好な風環境を確保するように努めること。

【景観】

大規模なオープンスペースの整備や周辺街路樹と調和した植栽を行うことで、都市景観の新たなシンボルとして風格ある都市景観に寄与するとしているが、計画地は、東京都や千代田区の計画において、皇居の水や緑との調和を尊重し、風格ある新たな都市景観の形成を求められていることから、このことについて、今後、十分に検討し、必要に応じて分かりやすく説明すること。

12ページが付表になります。

以上です。

○坂本第二部会長代理 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成27年10月29日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における2回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申

案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から2件の意見書の提出がありました。また、関係区長である千代田区長及び中央区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するように求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、千代田区大手町二丁目及び中央区八重洲一丁目地内に位置する約3.5haの敷地において、高層建築物の建設にあわせて、下水ポンプ場や変電所、都市計画駐車場等の都市基盤施設の更新・再構築を行うものであり、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、寄与率が高い上に環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置についても検討することを求めるものなど2件でございます。

次に【騒音・振動】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、計画地は日本を代表するビジネスセンターの玄関口である東京駅に面する場所であることから、建設機械の配置の検討を行うなど、騒音・振動の低減に努めることを求めるものなど2件でございます。

また、このほかに【風環境】の意見が1件、【景観】の意見が1件ございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ただいま報告をいただきました事項につきまして、何か御意見等の御発言があれば承ります。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 【大気汚染】のところの2番目の意見なのですが、これを読みますと、排気口の位置が地表付近にあって、ひょっとしたら高濃度になる可能性があるという意見なのですが、これだけを読みますと特に第一部会の方はよく分からないと思うのですが、この大きな高い建物が2棟あって、その間に多目的な広場のところに、その広場の床面に対して1.5mとか、要するに鼻先みたいな高さのところに配置されるような設計になっているということなので、その辺について何か配慮いただけないかというコメントです。

おそらく、実際にはそういうところにつけることはないのではないかなとは思いますが、そういう観点からこういうコメントをつけさせていただきました。

○片谷審議会会長 いかがでしょうか。

事務局は、何かコメントはありますか。

○佐藤アセスメント担当課長 今の木村委員の御意見をちょっと補足させていただきますが、こちらの色の冊子が「(仮称)大手町地区D-1街区計画」の評価書案になりますけれども、79ページをご覧ください。

駐車場の排気口及び熱源の排気口なのですが、A棟、B棟の間にあるC棟が地下建築物ということで、ここの部分が大規模広場になります。それで、この中でC棟の駐車場の排気口がB棟の脇にあるのですが、こちらは高さが0mということで、直接、地上部分から出てくるつくりになっております。

それと、B棟とD棟の間に黒点がいっぱいあるのですが、こちらもB棟の排気口ということで、高さが0mで、実はここのB棟とD棟の間なのですが、多分、北西の風が吹くと、ここが抜けてしまって、大きい広場のほうに流れる可能性もあるということで、事業者は、この高さについては検討を行っているというふうに聞いております。

○片谷審議会会長 まだ詳細な設計が固まっている段階ではないと思いますので、まだ、これは評価書案の段階ですから、最終の評価書までの間に設計がもう少し固まってくると思います。その間で改善が可能なものはやはり改善を図っていただく必要があると思いますので、これは事後調査において調査して、必要に応じて環境保全の措置を検討することという意見になっていますけれども、当然ながら、それ以前に改善が図られるものはやはり図っていただくという趣旨が含まれているということ、どうしますか。文言を加えますか。それとも、事務局からの指示で対応しますか。

○佐藤アセスメント担当課長 事業者のほうにはしっかり伝えたいと思います。

○片谷審議会会長 事後調査で出てきてからですと大規模な改造というものは難しくなると

思いますので、可能な限りはやはり詳細設計までに改善を図るということであると。それで、事後調査はむしろ、その後の確認のためであるという趣旨であるというふうに指導していただくようにお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 事業者のほうには、今からもちゃんと設計等を考えてくださいというのはいしかり伝えたいと思います。

○片谷審議会会長 木村委員、それでよろしいですか。

○木村委員 はい。

○片谷審議会会長 では、ほかの御意見等の御発言を承ります。

非常に高い建物ですので、この審議会で今まで審議した中でも特に高いという案件ですけども、予測・評価はきちんとされてはいると思うのですが、日影も非常に遠くまで伸びる。

2~3kmぐらい向こうまで影が行くような案件ですし、風環境は意見を答申に入れていただいていますけれども、何か、これは第二部会ですから、風環境と景観の御担当の委員は、今日はいらっしゃらないですね。

何か御担当の委員から補足される御発言等は、事務局には届いていませんか。

○佐藤アセスメント担当課長 特に届いておりません。

○片谷審議会会長 おそらく風環境や景観の意見というものは、通常の都心部の高層建築物案件以上にウエイトが大きいと思いますので、最大限の環境保全措置をとるようということとを再度、事業者に伝えていただくようにお願いしたいと思います。

ほかに、特に意見はございませんでしょうか。

では、特に御発言がございませんので、今、報告いただきました内容で審議会の答申として決定したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきます。

答申のかがみを事務局から配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を事務局から読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第37号

平成28年3月24日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「（仮称）大手町地区D-1街区計画」環境影響評価書案について（答申）

平成27年10月29日付27環総政第607号（諮問第451号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

今、読み上げていただきましたとおり、知事に答申することにさせていただきます。

では、審議の3件はこれで終了いたしました。

続きまして、諮問に入りたいと存じます。諮問案件につきまして、事務局から提案をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料の13ページ、資料4が諮問文であります。こちらを朗読させていただきます。

27環総政第1095号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成28年3月24日

東京都知事 舛添 要一

記

諮問第457号 「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

この「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会所属の委員の皆様は、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

では、この諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。お手元のブルーの冊子です。ちょっと厚目の冊子ですけれども、こちらの環境影響評価書案をご覧ください。

まず、1ページ目からです。

事業者の名称は、町田市でございます。

対象事業の種類が、廃棄物処理施設の設置。

対象事業の内容の概略としましては、本事業は、今あります既存の町田リサイクル文化センターの清掃工場を中心とする施設の建替えの案件でございます。可燃ごみを熱回収施設、不燃ごみ・粗大ごみを不燃・粗大ごみ処理施設、それから、可燃ごみの中の有機性ごみを、メタンガスを発生させる施設であるバイオガス化施設を設置するものでございます。

下の表にありますとおり、敷地面積は約7万8,000m²で、工事予定が平成29年7月に既存の管理棟等を解体いたしまして、新しい工場をつくりまして、その工場をつくった後に、工場の供用開始が平成33年7月でございます。その後には既存の工場を壊して、最終的には平成35年12月に工事が終わる予定でございます。

処理能力は、焼却施設が258t/日、不燃・粗大ごみ処理施設が47t/日、バイオガス化施設が50t/日。

それから、主な建築物等としまして、工場等は高さ約30m、管理棟が高さ約20m、煙突が高さ約100mでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

事業の目的ですけれども、既存の町田リサイクル文化センターは昭和57年稼働ということで、30年以上が経過して老朽化が進んでいるということと、それから、町田市として一般廃棄物資源化基本計画を平成23年に策定しておりまして、その中で、ごみとして処理する量を減らそうということで、生ごみの堆肥化とか、バイオガス化、また、プラスチックごみの資源化等を行うことを目標として、それに合わせて建替えの計画をつくりまして、建替えに当たりましては平成25年10月から周辺住民とも地区連絡会を設けて、かなり地域の方々と連携を密にしながら検討を進めて、最終的には現地で清掃工場の建替えを決めたということでございます。

おめくりいただきまして、16ページ、17ページが位置図です。

これですとちょっと分かりづらいのですけれども、町田市の西のほうにあり、鉄道などは近くにありませんが、南側の八王子町田線や、北側の町田平山八王子線など、主要な道路に近いところにある施設でございます。

17ページの航空写真を見ていただきますと、住宅もありますけれども、緑もかなり多い地域というのが分かるかなと思います。

おめくりいただきまして、19ページが施設概要ということで、こちらの表に既存と建替え後の比較があります。

工場棟としましては、もともと約34mが約30mと若干低くなっております、深さが約-5mから約-15mと深くなっております。

それから、管理棟のほうは約11mから約20mと若干高くなっております。

附帯施設につきましては、ストックヤード棟というものも新たに設けることとしてございます。

煙突の高さにつきましては、約100mで変更はございません。

おめくりいただきまして、21ページが既存の施設の配置図でございます。

今の工場棟は西側にございまして、その南側に管理棟、リサイクルプラザ棟、その他関連棟がございます。

それが建替え後は、22ページで、こちらは東のほうにございまして、これは両方を見比べていただけると分かると思いますけれども、既存の管理棟、リサイクルプラザ棟、花の家等をまず壊しまして、そこに新たな施設をつくって、この新たな施設が稼働し始めたら既存の工場棟を壊すということになっております。

22ページをご覧くださいますと、緑の部分が多くございまして、緑を多く配置する計画としてございます。

続きまして、27ページをご覧ください。こちらが南西側から見た完成予想図ということでございます。

更におめくりいただきまして、28ページが工事工程です。

こちらは表の中で、上から4つ目で、まず既存管理棟等の解体を始めまして、解体したところも含めて造成工事をして、本体工事に入って、平成33年度の7月に供用開始、供用してから既存工場等を解体して、外構整備をして、平成35年度に工事が終わる予定でございます。

29ページが設備の概要で、こちらにも既存と建替え後の比較がございまして。

可燃ごみは、既存のは476 t/日であったものが258t/日と減ってございます。不燃・粗大ごみについては、70 t/日が47t/日。それから、バイオガス化施設を新たにつくるということで、50t/日が新たに追加になってございます。

続きまして、処理フローですけれども、おめくりいただきまして、31ページが熱回収施設の処理フローになっております。

通常のスーカ炉の処理フローかと思いますが、ピットにごみを入れて、それを焼却炉に投入して、焼却をして、上のほうには蒸気タービン発電機がありますけれども、ごみ発電をしながら、右に行くに従って排ガスを処理して、最終的に煙突から排出するという一般的なフローになっているかなと思います。

おめくりいただきまして、33ページが不燃・粗大ごみ処理施設のフローです。

こちらにも、ピットに入れたものを破砕機を通して、粒度選別機に入れて、基本的には鉄やアルミなど、有価物は取った上で、残りを処理していく形になっております。

続きまして、35ページがバイオガス化施設の処理フローでございまして。

こちらは、プラットホームで可燃ごみをピットに入れた後、その隣に、ごみ受け入れホッパーの下に破袋装置というものがありますけれども、ここで袋を破って取って、それで基本的には生ごみと紙ごみ等、有機性のごみはその隣のバイオガス化施設用ごみピットに入って行く。それを更にホッパーに入れて、水で水分調整をした上でメタン発酵槽に入れて、ここでバイオガスを発生させて、その隣、黄色い流れになりますけれども、ガスホルダーに保存した後、ガス発電機で発電するという流れになってございます。

続きまして、38ページをご覧ください。こちらは緑化計画図でございまして。

こちらは建替ですけれども、現在の清掃工場を稼働しながら建替えるということで、若干、

工事中は既存の緑を伐採等をする事になりますけれども、北側の濃い緑のところは残留緑地ということで残すことになっております。それから、西側の既存の工場等跡地にも植栽をして、現状と同程度の緑の量は確保する予定ということでございます。

続きまして、43ページが工事用車両の主な走行経路です。

主な道路を、こちらは北東側から来る道と、南側から来る道、2本ということで、こちらから来て、計画地には南側、西側から入る予定となっております。

おめくりいただきまして、44ページが供用の計画です。

こちらはごみ等の運搬のところに3行目以降にありますけれども、新たに資源ごみ処理施設を市内2ヶ所に建設する計画であり、容器包装プラスチックにつきましては、今までは焼却していましたが、新たな資源ごみ処理施設に運搬される計画ということでございます。

それから、主灰及び飛灰については、ほかの多摩の市町と同様に、エコセメント化施設に搬送して、再資源化するとしてございます。

搬出入日時としましては、月曜日から土曜日の8時から17時まで。

それから、主な走行経路は、右側の45ページで、こちらは、清掃車両については南側からは入らないで、西側からだけ入る予定になってございます。

続きまして、63ページをご覧ください。

7.1 環境影響評価項目の選定でございます。図に記載しているような手順を踏みまして、14項目を選定してございます。

14項目につきましては、次の64ページにございますとおり、水質汚濁と風環境と史跡・文化財を除いた14項目ということで、かなり手厚くアセスを実施しているところでございます。

65ページ以降、選定した理由ということで、大気汚染については、工事の施行中の建設機械・工事用車両。工事の完了後については、施設の稼働・清掃車両の走行ということで、こちらは平成26年2月に調査計画書をつくっておりますけれども、その計画のとおり、選定をしているところでございます。

68ページが選定しなかった項目及び理由ということで、水質汚濁、風環境、史跡・文化財を選定していない理由が記載してございます。こちら調査計画書の審議で示したとおりの記載がされてございます。

説明は以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

実は、事務局からの進行表には、ここで質問の時間というものはないのですが、私

が進行係を務めるようになってから、諮問案件についての質問を受ける時間を勝手に設けておりました、今回もちょっと時間をとりたいと思います。

この案件は、藤倉委員と私が勤務している大学のすぐ近くでございまして、実は先ほどの17ページの航空写真に私どもの大学が写っている状況がございまして。だからというわけではありませんけれども、地元ではもちろん関心のある案件でございまして、今後、第一部会で審議を進めていただきたいと思いますけれども、特に第二部会御所属の委員の皆様は答申の審議までの間、御発言の機会がありませんので、もし御質問や御意見がありましたら、今日、ここで承りたいと存じます。

私から確認ですが、これは計画書の段階からちょっと敷地を、道路を挟んだ隣の敷地があったのがなくなったのですね。そこはどこかに記載されていたか。

○宇山アセスメント担当課長 はい。この評価書案に至るまで、1回変更届が出ておまして、その中に、もともと地下から計画地に入ってくる予定であったのですけれども、それが地域住民との話し合いの中で、必要ないということになりましたので、それは変更届に一応書いてありまして、それを反映したものが今回、ここに来ているということでございます。

○片谷審議会会長 それは何ヶ月か前のこの総会で出た変更届ですね。

要するに、22ページの計画図の左側、予定地の左側の道路を挟んだところも市の土地になっていまして、そこから入って、地下を通過して工場に入っていくという最初の計画であったものをやめて、この枠内だけ、この色が塗られているところだけの計画に変更したというのが2~3ヶ月前の変更届ですね。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○片谷審議会会長 そういう経緯がございまして。

何か御質問や御意見はありますか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 済みません。この審議会ですと話をすることではないのかもしれないですけども、この事業名称ですが、何々型施設と書いてありまして、何の施設か分からない名称になっているのですよ。廃棄物処理施設ですので、やはり資源循環型廃棄物処理施設というふうに書いていただくか、資源循環施設と書いていただかないと、何なのか分からないという名称なのではないかと思うのです。

○片谷審議会会長 事務局、どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 名称は非常に大事なところでして、これは多分、町田市の計

画でこういう名称が使われていますので、他の名称は使えないといいますか、町田市の固有名詞ということで、これがまた違う名称にしてしまいますと町田市の計画と違う施設みたいに見えてもしまいますので、この名称はすごく大事なのですけれども、なかなか事務局の指導でかえるというのは難しいところでございます。

○齋藤委員 済みません。どうもありがとうございました。

○片谷審議会会長 確かにそういう印象はありますね。ただ、これはおそらく市の予算上の事業名称で、変えられない状況なのだと思いますので、これは御了解いただくしかなさそうですね。

ほかにいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 済みません。確認ですが、現行施設を稼働しながら解体できるところを解体して、同時に建設をするということなのですから、21ページにあるとおり、施設をつくろうとしているところに管理棟とかリサイクルプラザ、それから、花の家という熱を使った施設とか、あとは駐車場が、実はこのネズミ色のところが全部駐車場になっているのですが、多分、そこを全部取り払うことになると、工事をしている期間に、例えばこれらの施設を隣に仮設をしたりとか、従業員の車は別のところの近くに何か移動するようなことになるのか。何か御存じであれば教えていただきたいのです。

○片谷審議会会長 事務局、お願いします。

○宇山アセスメント担当課長 21ページを見ていただきますと、管理棟、リサイクルプラザ棟、花の家のところにつくるので、こちらについては、管理棟は北側の駐車場の横に仮設の管理棟をつくるということでございます。それから、リサイクルプラザ棟と花の家、温室等については、南側にも市有地がございますので、そちらのほうに移す予定と聞いております。駐車場については、具体的には確認しておりませんが、同じように南側に市有地がございますので、そちらに移るものかと思えます。

○片谷審議会会長 仮設工事も工事の中に入るのでしょうか。工程表には仮設の工事というものがたしかなかったのですけれども。

多分、既存管理棟解体工事が平成29年度の第2四半期に始まりますので、それ以前に仮設をしないと業務ができなくなってしまうのです。

○宇山アセスメント担当課長 工事計画の中に、40ページにありますけれども、工事に当たって、仮囲い、資材置き場等の場内整備等を行い、それから、解体に先立って、管理棟を計

画地内に設置すると書いてあります。

○片谷審議会会長 仮設の建物の工事自体も、本格的な建築ではないので環境負荷は少ないでしょうけれども、それでもやはり環境負荷の要因ではありますので、その辺がきちんと含まれているかというチェックはしておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 済みません。35ページのバイオガス化施設の処理フローのところなのですが、こちらでバイオガス化施設に投入するものを何にするのかというところが、ごみ受け入れホッパーから破袋して、破碎・選別というふうに書いてあるところで、そういうことで、分別自体は変えないで、ここの部分だけで分けるという考え方でよろしいのでしょうか。

○片谷審議会会長 事務局、どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 収集自体は可燃物で全て同じで、収集方法は変えないで、こちらの可燃ごみピットに一旦、全部入れた上で、処理の能力がありますから、できる範囲でホッパーに入れていくということで、プラスチックは今回分けてしまうので基本的には入ってこないということで、基本的には生ごみと紙ごみとか有機性のものが多いと思われますので、そういったものをメタン発酵できるような施設を入れるということで聞いてございます。

○片谷審議会会長 よろしいでしょうか。

○池本委員 はい。

○片谷審議会会長 あと、処理量が大幅に減るのですね。町田市はごみ収集を有料化していますので、それ以来、大分減量化が進んで、人口は決して減っていないのですけれども、減量化がかなり進んでいるので、もう既に今、1炉止めている状態ですから、今度は大幅な処理能力の削減になっているということはちょっとコメントしておきます。私も町田市在勤の人間ですので、そういう状況です。

ほかによろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。第一部会で審議をよろしく願いいたします。

諮問は以上でございまして、続きまして、最後は受理関係に進むことにいたします。受理の報告を事務局からお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 受理関係について、御報告いたします。本日の資料の14ページ、資料5をご覧ください。

環境影響評価書案、今の「町田市資源循環型施設整備事業」のものですが、こちらが1件、

事後調査報告書が7件、変更届が5件、着工届が2件、完了届が2件を受理しております。

それでは、受理報告につきましては、担当から御説明させていただきたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 今月、事後調査報告書と変更届がかなり多く出てございますので、なるべく要領よく上手に説明させていただきたいと思います。

まず、15ページの「(仮称)港区芝浦一丁目計画」でございます。

こちらは、事業の種類が「高層建築物の新築」で、所在地が、お手元のこちらのホチキスどめの事後調査報告書の3ページをご覧ください。3ページに位置図がございまして、中央の点線の破線の部分が計画地でございます。最寄りはいりかもめの日の出駅で、北側に浜松町駅、西側に三田駅、田町駅があるような状況でございます。ここに約900戸の共同住宅を建てるものでございます。

それでは、本日の資料の15ページをご覧くださいまして、敷地面積が約1万600m²、延べ床面積が約10万1,000m²、高さは約120mです。工事予定期間は平成25年度～平成27年度、供用開始予定は平成27年度ということで、つい先日、供用開始、販売開始ということで伺っております。

今回は、事後調査の区分は、工事の施行中その2でございます。

まず、地盤で(1)建築物の建設(地下掘削工事等)に伴う地盤の変形の範囲及び程度ということで、こちらは山留工事、杭工事、掘削工事期間中の地下水位は一時的に低下が見られましたが、地盤高の調査結果は-6mm～+2mmであり著しい地盤沈下は見られなかったということでございます。

(2)建築物の存在(地下構造物等)に伴う地盤の変形の範囲及び程度で、こちらは地下水位についても工事が終わった後に戻ってきておりまして、地盤の調査結果も-5mm～+5mmで、著しい地盤沈下は見られなかったということでございます。

次に水循環ですが、こちらは今、地盤のところで御説明したとおり、工事期間中には一時的な低下傾向は見られましたが、工事完了後から1年間で水位が戻ってございますので、著しい地下水位の変化は見られなかったということでございます。

次に自然との触れ合い活動の場ですが、こちらはすぐ西側に港区ウォーキングコース等がございますけれども、そちらは改変もしておりませんし、しっかり交通誘導員を配置して、利用者の安全確保等に努めていたので、利用経路への支障はなかったと考えるとしてございます。

次に廃棄物ですが、廃棄物につきましては、記載のとおり、予測結果とほぼ同程度の排出

量となっておりますが、このうち、上から4つ目のその他がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずが、予測していなかったものが出ておりますけれども、こちらは予測していなかった地中埋設物が出たということでございまして、この2つが資源化率も91%、85%と、ほかと比べますと低くなっておりますが、やはり土がまじっていましたので、なかなか再資源化が思うようにできなかったということで、トータルでも再資源化率は予測を下回っておりますけれども、こちらの影響ということで、この地中埋設物を除いたところは全て再資源化率は予測を上回っております。

続きまして、16ページの「東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業」です。上野東京ラインと言われている、去年の3月に供用を開始したものでございます。

今回は、その最後の、工事の施行中その7でございまして。

こちらもお手元のホチキスどめの事後調査報告書の3ページをご覧くださいますと、位置図がございます。北は上野駅から、南は東京駅までの間、約3.8kmを整備することによって東北・高崎線と常磐線、それから、それを東海道線と相互直通運転ルートをつくるということの事業でございます。

それでは、また本日の資料の16ページにお戻りいただきまして、工事期間は平成20年度から平成26年度ということで、もう完成をしております。

騒音・振動で、建設作業騒音の調査結果は56dB～66dBであり、予測結果を一部で上回っております。予測を上回った理由としましては、バラストを散布する作業があったのですけれども、その音が卓越しておりましたが、実際に散布した作業自体は3回で1回10秒程度で、短時間であったということでございます。

それから、建設作業振動の調査結果は29dB～30dBで、予測結果を下回っております。下回った理由としては、バックホウを使用しないなど仕様機械に変更があったことや、予測より離れた軌道上で建設機械が稼働したこと、それから、なるべく低速で動くようにしたりとか、動かないで止まった作業が多かったということも記載をしております。

今回の作業自体は、法律とか条例の規制の対象になるような作業ではないのですけれども、参考までに基準と比較しますと、勧告基準を下回っているということでございます。

廃棄物の（1）建設発生土等の排出量ですが、建設発生土と建設汚泥の結果が予測と、発生土は下回りまして、泥土は上回っておりますが、実際に発生土として出る予定であったものが泥土として出てしまったということで、トータルとしてはおおむね変わらないということになってございます。

それから、建設廃棄物のほうは予測よりかなり上回っておりますけれども、こちらは鉄骨・鋼くずのあたりではもともと予定しなかった仮設の橋台とか、特殊な仮設機を使わざるを得なかったということで、それを廃棄するときに出てしまった。それから、コンクリート塊、その他バラストですけれども、予想以上に地中埋設物とかバラストの厚さがあったということで、予測を上回っているところでございます。

苦情につきましては、建設作業騒音に関する苦情が2件ありまして、こちらについては、工事内容、工程を説明するとともに、作業員に対し騒音が小さくなるよう留意して作業することを徹底する。それから、店舗からの苦情もございまして、こちらについては、その日は作業を中止して、営業時間外に施工することで、2件とも御理解を得られたということでございます。それから、そのほか、縦貫線の橋脚に在来線の走行音が反射してうるさくなったとの苦情がかなり前からあるところでございます。

続きまして、17ページです。「国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（府中市武蔵台～国分寺市東戸倉間）建設事業」でございます。

こちらは、お手元のホチキスどめの事後調査報告書の6ページに位置図がございます。こちらは中央線の国立駅・西国分寺駅のあたりで、こちらは北は五日市街道から、南は多喜窪通りまでの道路を新設するものでございます。

それでは、本日の資料の17ページをご覧くださいまして、こちらは供用開始が平成27年度の予定で、工事期間は平成22年度～平成27年度の予定でございます。

工事の施行中その3でございます。

騒音・振動につきましては、(1) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音については、騒音レベルの最大値が65dB～69dBであり、予測結果と同程度または下回り、勧告基準よりも下回っております。

一部、予測結果を下回った理由としましては、オーバースタック部でトラッククレーンと手延機の両方を同時に使用することを条件としていたのですけれども、夜間工事になったということもありまして、なるべく作業を分散して、トラッククレーンの作業は昼間に行ったということで、下回ったのではないかとさせていただきます。

それから、振動につきましては、振動レベルの最大値は51dB～55dBであり、アンダーパス部の親杭圧入作業で予測結果を上回っておりますが、その他の作業では予測結果を下回っております。それから、全地点で勧告基準については下回っております。

こちらは、親杭圧入作業で上回った理由としましては、もともとの作業ですとかなり時間

がかかってしまうことが分かったということで、周辺への影響を及ぼす期間の短縮を目的として、予測条件よりも建設機械の稼働が多かったことから、3dB上回ってしまったということでございます。なお、建設機械は低振動型に指定された機種を使用し、稼働時間も極力、最小限にとどめたということでございます。

地盤ですけれども、こちらは一部局所的な変動があったものの、工事の実施に伴い、局所的な変動というものはちょっと上がった方向なのですが、地盤沈下や杭間水平距離に著しい変化が見られないこと、また、降雨の影響はあったものの、地下水位に著しい変化は見られないことから、地盤の変形は生じていないものと考えさせていただきます。

水循環につきましては、降雨に連動した動きとなっております、地下水位に著しい変化は見られないことから、地下水位の変化は極めて小さいものと考えさせていただきます。

廃棄物ですけれども、こちらはまだ途中経過でございますが、記載のとおり、発生しているところで、こちらでも予測していなかった路盤材とか木くず、建設汚泥が出ておりますけれども、こちらは当初予定していたより生活道路の切り回し道路を何度もつけかえなければいけなかったりとか、あとは汚泥につきましては、もともと親杭を圧入していく予定であったのが、事前に穴を掘ってやる工法に変えたので出てしまったということでございます。

苦情については、ございませんでした。

続きまして、18ページが「(仮称)西友府中店建築事業」でございます。

こちらは、お手元のホチキスどめではなくて、完了後なので、製本された冊子でございます。7ページに位置図がございまして、こちらは国立府中インターチェンジの近くです。それで先日、現地調査をした日野の清掃工場がちょうど西側に多摩川を挟んであるところで、こちらに西友府中店と、ほかにもホームセンター等も併設しておりますけれども、そういった施設をつくる事業でございます。

本日の資料の18ページにお戻りいただきまして、事業の種類は「自動車駐車場の設置」でございます。

建築物につきましては、地上4階建てで、1～2階が店舗、その上が駐車場となっております。最高高さは約19.1mで、駐車場規模は1,152台、工事期間は平成19年10月～平成24年11月で、供用開始は平成24年11月ということで、既に供用を開始してございます。

調査結果ですけれども大気汚染、(1)駐車場利用車両の走行に伴う大気質で、二酸化窒素の日平均値の最高値は予測結果及び環境基準を下回り、期間平均値につきましても予測結果を下回ってございます。浮遊粒子状物質につきましても同様でございます。

発生集中交通の走行に伴う大気質ですけれども、こちらも同様に、日平均値の最高値、それから、期間平均値につきましても、いずれも予測結果、環境基準を下回っているところがございます。浮遊粒子状物質も同様でございます。

騒音・振動ですが(1) 駐車場利用車両の走行に伴う騒音ですけれども、こちらが事後調査結果、昼間53dB～57dB、夜間47dB～51dBということで、一部の地点、地点Aというところで予測結果、それから、夜間のほうは環境基準を上回ってございます。その理由としましては、調査地点近傍に都道が走っているので、そちらの影響を強く受けているということと、それから、評価書のときにはなかった施設が、調査地点と計画地との間に工場や倉庫等が建設され、そちらの設備とか工場の作業音等が影響しているのではないかとございまして。

19ページの(2) 発生集中交通の走行に伴う騒音及び振動ですけれども、こちらは事後調査結果、昼間61dB～69dB、夜間56dB～64dBは、全ての地点で予測結果と同程度か下回り、環境基準については地点fについては上回りましたが、その他地点では下回ってございます。地点fは評価書のときに既に環境基準を上回ってしまっていて、当然、予測結果も上回っているのですけれども、事後調査はその予測は、交通量が減っているのです、下回ってはいるのですが、まだ環境基準を若干上回っている状況でございます。

それから、振動レベルの事後調査結果は、昼間30dB未満～43dB、夜間30dB未満～40dBということで、一部上回った地点がございます。一部、若干上回っているところなのですけれども、その地点は大型車混入率が高く、10年程度、舗装工事がされていないということで、舗装の経年劣化等の影響ではないかとございまして。

計画建物の供用に伴い設備機器から発生する騒音ですけれども、こちらは事後調査結果、44dB～71dBとなっております、一部地点で予測結果と規制基準を上回ってございます。3地点でございますけれども、そのうち2地点は本当に都道の真横で、騒音の時間推移を見ましても、道路交通の音がほぼ来ているような状況なので、そちらは主要地方道の道路交通騒音による影響ではないか。もう一地点は、機器の影響があるのではないかと考えられる地点がありまして、ただ、この地点は最寄りの民家まで100mぐらい離れておりまして、民家等では聞こえない音であるということと、苦情も出ておりませんので、ただ、それでいいということではありませんので、それとは別に、しっかり対策をとって、規制基準については満たすようにやっていくということでございまして。

水質汚濁ですけれども、こちらは事後調査結果、複数地点でやっておりますが、全地点で地下水の環境基準及びダイオキシン類の水質環境基準を満足しており、周辺の地下水に影響

を及ぼしていないとしてございます。

日影につきましては、こちらも事後調査結果は予測結果とほぼ同様でありまして、2.5時間線が北西の流通センター予定地、それから、道路内に収まっていたことから、特段、大きな影響はないとしてございます。

電波障害につきましては、一部地域で一部の地上波のテレビ電波の遮蔽障害が見られましたけれども、道路上の地点とか評価書のときに既に受信不能であった地点等でありまして、衛星放送の遮蔽障害は、建設予定地内及び道路内に収まっていたということで、実際に供用を開始された後に苦情等も出ておりませんので、新たな電波障害は発生していないのではないかと考えられます。

景観で、(1) 地域景観特性の変化の程度ということで、先ほどお話ししましたとおり、最高高さが20m程度ですので、周辺に既に事業所や同じような高さの共同住宅等が立地しておりますので、特段大きな変化はしていないのと、あとは敷地内の植栽や自主管理公園を整備するなど、地域との調和を図っているもので、大きな変化はないとしてございます。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度ですけれども、比較的近い地点では当然、視認できるような状況ですが、色彩や形状、植栽等について配慮している。それから、No. 4、No. 5と離れていきますと、ほかの建物や樹木によって遮蔽されているので、ほとんど変化はないとしてございます。

廃棄物ですが、こちらは予測結果に対して事後調査結果はかなり下回っておりますけれども、特に生ごみ等では、もともと西友は核店舗となる予定であったのですが、採算性等の関係から、ホームセンター等が増えたということもありまして、もともと食品を扱う量が減ったとか、あとはもともと24時間影響であったのが16時間になったので、それに伴って減ったとか、あとは企業努力の部分もあるということでございます。

資源化率が、生ごみが6%と低くなっておりますけれども、これはもともと堆肥化施設に持っていく予定であったのですが、その堆肥化施設の故障で持っていけなくなってしまったということで低くなっております。まだ、そこは今でも稼働しておりませんので、今、新しい持っていき先を探しているということでございます。

それから、紙と廃プラスチックと発泡スチロールが資源化率が0%となっておりますけれども、こちらは西友の全社の方針として、この施設はここに持っていくとかを決めているようなのですが、この西友府中店においては全て単純に焼却するという方針であったので、この0%ということでしたけれども、西友の全社としてはリサイクル率91%を達成しているというこ

とでございますが、全社としてやることも非常に重要ですが、この施設においてもアセスにかかっているような案件ですので、しっかりリサイクル率を上げるのも大事だと思いますので、本日の製本されたほうには、今後はしっかり、この施設でも9割を目指していきますということを記載していただいたところでございます。

最後に温室効果ガスですが、こちらは事後調査結果、1,755t-CO₂/年となっております。予測をかなり大きく下回っております。こちらは、先ほど申しましたように、営業時間が24時間でなくなったとか、そのほかにも、食品を扱わなくなったので冷凍・冷蔵関係がなくなったとか、いろいろな理由がありますけれども、いずれにしても、かなり下回っているということでございます。

苦情については、ございません。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして「多摩興産株式会社採掘区域拡張事業」について御説明いたします。

ちょっと厚目の、こちらが事後調査報告書になりますが、こちらの2ページをご覧ください。位置図になります。八王子の結構西方の奥の方になってございます。この斜線部分が事業区域ですが、場所が良いみたいで、今回の事業のほかに3ヶ所ほど採石場が集中している地区でございます。

本日の資料の21ページにお戻りください。こちらの事業ですが、平成12年から20年間の碎石を予定してございます。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その3でございます。

調査結果で大気汚染についてです。まず、環境大気についてですが、降下ばいじんについて調査しておりますが、事業区域内が9 t/Km²/月、事業区域周辺が0.9 t/Km²/月～14.1t/Km²/月ということで、予測結果と同程度または下回ってございます。

沿道大気についてですが、こちらはSPM、SO₂、COについて調査しておりますけれども、予測結果、環境基準、いずれも下回ってございます。

騒音で、採掘に伴い発生する発破騒音レベル (L_{Amax}) ですが、発破騒音レベルは、敷地境界におきまして47dBということで、予測結果 (52dB) 及び規制基準 (50dB以下) を下回ってございます。また、こちらの事業地の一番の最寄りの民家なのですが、大体、今回は発破の位置から1km、それと1.5km離れているということで、発破騒音は確認されておられません。

重機の稼働に伴う重機騒音レベル (L_{A5}) ですが、敷地境界で49dBということで、予測結果を上回ってございます。ただ、こちら最寄り民家の2カ所では重機騒音は確認されて

おりません。

ダンプトラックの走行に伴う道路交通騒音レベル (L_{A50}) についてですが、こちらはちょっと古い基準で、 L_{A50} で評価してございます。それで、朝60dB、昼間59dB、夕方47dBということで、予測結果を下回ってございます。現在の基準であります L_{Aeq} を測定しましたところ、昼間66dB、夜間58dBということで、環境基準を上回る結果になってございます。

こちらなのですけれども、やはり採石場が4ヶ所ほどあるということで、トラックが相当走っております。それで、調査時におけるトラックの走行台数が1,562台で、相当多くなっています。そのうち、本事業による台数が269台で、2割弱になっているのですが、一応、事業者としましては、過積載の禁止、制限速度の遵守等を徹底してございます。また、周辺の採石事業者で構成しております八王子採石協会のほうで、皆さんで共同しながら過積載や速度超過の防止、また、近隣のパトロール等をしながら騒音の低減に努めている状況でございます。

水質汚濁についてですけれども、無降雨時のSS濃度ですが、鹿の子沢で7mg/L、御屋敷川で6mg/Lということで、御屋敷川が予測を上回ってございます。ただ、調査時に御屋敷川へ事業地からの放流は行われておりませんでしたので、こちらのSSの上昇は事業に由来するものではないと考えてございます。

水文環境で地下水の状況の変化の程度ですけれども、渇水期の地下水位がGLで-9.472mで、豊水期ですが、地下水位がG.L. -1.916m~-10.266mということで、この渇水期の水位が豊水期の範囲内におさまっておりますので、大幅な地下水位の変容はなかったと考えてございます。

陸上植物についてで、今回、残留緑地なので、樹林地面積なのですが、45.04haということで、63.9%確保しております、予測結果 (43.06ha (61.1%)) とほぼ同じ領域を確保してございます。

23ページに行きます。陸上動物についてなのですけれども、緑地化や造成後の、こちらにつきましては、結構、低木等をちゃんと植えておりますので、植栽が回復している状況でございます。哺乳類、鳥類につきましては、これらの回復した緑地を餌場あるいは移動経路などとして利用しているということで、生息環境については著しい変化はないと考えてございます。

水生生物についてですけれども、今回、この事業地の貯留池から河川への放流は行われておりませんでしたので、河川への影響は少ないと考えてございます。また、注目される種としましてカジカ、ムカシトンボ、ヘビトンボ等があるのですが、こちらについても、この事業による影響は軽微であり、生息環境には大きな変化がないと考えてございます。

この事業に関しまして、苦情等はございませんでした。

続きまして、24ページで「西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業」についてです。

こちらですが、事後調査報告書の8ページをご覧ください。こちらが位置図になります。埼玉県境から三鷹市のほうに南下している道路でございます。こちらの道路につきましては昨年3月に開通しておりますが、まだ一部工事中でございます。

本日の資料の24ページにお戻りください。一応、こちらの道路ですが、工事期間が平成15年度～平成29年度、供用開始が、完全供用開始になりますけれども、平成30年度を予定してございます。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その11でございます。

まず、騒音（建設作業騒音レベル（ L_{A5} ））についてですが、一般部における調査結果ですけれども、工種別に最大値を見てみますと75dB～78dBということで、予測結果と同程度または一部上回っております。今回、予測を上回っておる工種ですが、土木工事になっております。こちらなのですが、当初、0.6m³のバックホウを使う予定であったのですが、ちょっと工事の範囲が広がったということで、0.8m³のバックホウと0.2m³のバックホウの2台を使ったことにより騒音が大きくなって、予測を超えてございます。

掘割部における調査結果は、工種別最大値が68dB～73dBということで、こちらは予測と同程度または下回っております。

トンネル部における調査結果ですが、工種別最大値が69～79dBで、予測結果73dB～80dBを一部の工種で上回っております。こちらは、上回った工種ですけれども、コンクリート打設の工種で、コンクリートポンプ車を、当初は90m³のものを予定していたのですが、工事範囲の関係で107m³ということで大きくなって、騒音が大きくなってございます。

振動（建設作業振動レベル（ L_{10} ））についてですけれども、こちらは一般部における調査結果は、工種別最大値が61dB～62dBということで、一部の工種で予測を上回っております。上回った理由は騒音と同じでございます。

掘割部における調査結果ですが、工種別最大値が54dB～64dBで、一部の工種で予測を上回っております。予測を上回った工種ですけれども、これも土工で、鋼矢板の引き抜き作業のときに予測を上回っております。予測を上回った理由ですが、当初予定していなかったクローラークレーンを使っていたのですが、クローラークレーンは通常ですと余り振動に影響はないのですが、この工事区域内をちょっとクローラークレーンが移動してしまっ

た。それで、その移動した際に振動が出たということで、予測を上回ってございます。

トンネル部における調査ですが、こちらは51dBということで、調査結果を下回ってございます。

地形・地質についてですけれども、西武池袋線と交差する掘割・トンネル部の地盤沈下の量ですが、-3mm～+1mm。水平移動量が-1mm～+3mmということで、大きな変化はありませんでした。

水文環境についてですけれども、こちらも掘割・トンネル部周辺の水位変動ですが、-0.12m～+0.21mということで、平成21年度に調査したときの平均水位と変動はございませんでした。

苦情については、ございません。

続きまして、26ページで「大田清掃工場整備事業」の事後調査結果です。

こちらですが、工場の稼働が平成26年度ということで、今回、事後調査の区分が工事の完了後でございます。

まず大気汚染についてです。清掃工場の煙突排出ガスによる大気質の状況で、こちらですが、二酸化硫黄が結果、0.005ppm～0.006ppmということで、予測を下回ってございます。NO₂が0.019ppm～0.034ppmということで、予測結果を一部上回ってございます。SPMにつきましては0.008 mg/m³～0.023mg/m³ということで、予測を下回ってございます。ダイオキシンが0.023 pg-TEQ/m³～0.030pg-TEQ/m³ということで、予測を下回ってございます。HCLについても全て0.001ppm未満ということで、予測を下回ってございます。水銀についてなのですが、こちらは0.0019 μg/m³～0.0036 μg/m³で、一部予測を上回ってございます。

二酸化窒素が予測を上回った理由ですけれども、こちらは測定点に幹線道路があったために道路交通、自動車の影響で予測を上回ったと考えてございます。また、水銀についてですが、こちらは敷地調査をやっているのですが、大田工場の春の値が結構高目に出てきております。そのために予測を上回ったという結果なのですけれども、その時期に煙突排出ガス中の水銀濃度を測定しているのですが、不検出ということを確認してございます。

清掃車両排出ガスによる大気質の状況についてですが、二酸化窒素につきましては0.035ppm～0.050ppm、SPMが0.024mg/m³～0.029mg/m³ということで、二酸化窒素については全地点で予測結果を上回ってございます。

それで、予測結果を上回った理由なのですけれども、こちらの緑が事後調査報告書になりますが、こちらの61ページをご覧ください。

表7.1-33中にありますバックグラウンド濃度で、こちらが評価書作成時のバックグラウン

ド濃度なのですけれども、実際、今回調査を行ったときの近隣の測定局の濃度が46ページにございます。46ページの表7.1-16をご覧ください。

自動車排出ガスの測定局、大森西で1週間の期間平均値になりますけれども、0.041ppm、東六郷が0.036ppm、大井中央陸橋が0.049ppmということで、評価書作成時のバックグラウンドが大きくなっているということで、予測を上回ったと考えてございます。

続きまして騒音・振動についてです。(1)施設の稼働による清掃工場騒音・振動レベルについてですけれども、騒音レベルにつきましては、こちらは全地点とありますが、同じく事後調査報告書の73ページをご覧ください。

73ページが騒音で、これは振動も同じですが、4調査地点になります。こちらについてですけれども、いずれの地点でも騒音は予測を上回ってございます。

上回った理由ですが、Aは京浜運河に面している部分ですが、対岸の工場の騒音を除外し切れなかった。C地点はすぐ道路を挟んで向かい側に京浜島の工場群があるということで、この工場の音。それと、目の前の道路。この騒音を除外できなかった。D地点なのですが「大田区資源化センター」で、下に「大田区防災機材センター」とあるのですが、その間にある土地。これがトラックターミナルになってございます。このトラックターミナルの騒音を除去し切れなかったということで、予測を上回ってございます。

振動レベルですが、こちらは調査結果が30dB未満～49dBで、一部の地点でやはり予測結果を上回ってございます。

続きまして、27ページで清掃車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の状況ですけれども、こちらは予測結果が63.5dB～72.7dBということで、予測結果と同程度または下回ってございます。

ただ、一部の地点で環境基準70dBを上回っている地点がございます。こちらですが、事後調査報告書の84ページをご覧ください。

表7.3.1-8になります。6環状7号線（大森東1-30）。こちらが、事後調査結果が71.5dB。ただ、予測結果が74.5dBということで、予測結果でも既に環境基準を超えている。更に今回、予測結果よりも3dBほど低くなったということで、結構努力したのかなと。

こちらにつきましては、ほとんど清掃車両の寄与率が大型車で2.1%、小型車で1.6%ということで低くなっていますが、今後につきましても規制速度の遵守等を徹底していく予定でございます。

本日の資料の27ページにお戻りください。廃棄物についてです。主灰が、予測結果で1万

7,580t/年に対しまして、事後調査で1万772t/年。飛灰処理汚泥が、予測結果で4,219 t/年に対しまして、事後調査で7,087t/年。脱水汚泥が、予測結果で205 t/年に対しまして、事後調査で48t/年ということで、トータルで予測結果が2万2,004t/年に対しまして、事後調査で1万7,907t/年と、廃棄物は減少してございます。

こちらなのですけれども、まず主灰が減った理由等なのですが、今回、燃焼効率が上がったことによりまして、燃えがらであります主灰が減りまして、逆に飛灰が増えたということで、このような結果になってございます。したがって、全体的に廃棄物の量が減ってございます。

温室効果ガスについてですが、温室効果ガスの排出量が、年間18万8,825t-CO₂/年で、予測結果の18万7,195t-CO₂/年を上回ってございます。

こちらですが、電力の排出係数が予測値と比べて大きくなっている。それで、予測が3.11の震災前でしたので、係数が0.00382 t-CO₂/年に対しまして、今回、震災後の係数ということで、0.00489 t-CO₂/年ということで、この係数が大きくなったことにより予測を上回ってございます。

ただ、温室効果ガスの削減量ですけれども、今回、4万5,066 t-CO₂/年ということで、予測の3万3,370t-CO₂/年を上回ってございます。これにつきましては、発電効率が上がったこと、また今回、太陽光発電の量を多くしたことで増えていると考えられます。

苦情については、ございません。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、28ページ、変更届を御説明させていただきます。

「東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）建設事業」ということで、環状2号線、虎ノ門ヒルズのあたり、もう完成している部分はありますけれども、臨海部の地点でして、築地市場のあたりから豊洲までの新しくつくっている道路でございます。

変更理由なのですけれども、これまで平成27年度、今年度の供用開始を予定として事業を進めてきたのですが、御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、築地市場の移転がまだ終わっていないという関係から、既定事業期間以内に工事が完了できないので、工期を5年間延伸して、供用開始を平成32年度にするというものでございます。

変更内容につきましては、工事期間が平成27年度から平成32年度に変更、供用開始も平成32年度ということで、オリンピック開始前には完成させるというものでございます。

一番下で、今回の変更において工期が変わるだけでございますので、工法・規模等に変更はないことから、予測・評価の見直しは行ってございません。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、29ページで「(仮称)TGMM芝浦プロジェクト」についてで、こちらは事業の種類ですが「高層建築物の新築」でございます。

変更理由ですけれども、設計の進捗に伴いまして詳細事項が決まってきて、それによる変更でございます。

主な変更内容のところ、最高高さをご覧いただきたいのですが、A棟が変更前で約177mであったものが、変更後は約169mに変わっております。また、ホテル棟も約61mから約50mと低くなってございます。また、駐車場台数が約620台から538台と変更しております。

今回、工期についてなのですが、終了が平成31年度は変わらないのですが、一応、約48ヶ月間の工期から約51ヶ月間の工期に変わっております。それに伴いまして供用開始予定が、A棟・ホテル棟が平成29年度から平成30年度に変更でございます。B棟については予定どおり、平成31年度でございます。

設備計画につきまして、変更点が燃料電池の内容が変わっております。

こちらなのですが、環境影響評価の見直しについてですけれども、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について予測・評価の見直しを行いましたけれども、いずれの項目についても変更後の予測結果は変更前とほぼ変わらないということで、評価の結論は変更ございません。

続きまして、30ページをご覧ください。「是政橋及び関連道路建設事業」で、こちらは道路の改築の事業でございます。

こちらなのですが「規模」の一番下のところを見ていただきますと、工事期間が平成5年度～平成28年度ということで、20年間にわたる事業でございます。

今回の変更理由ですが、実はこれはほぼ道路自体、橋梁部の工事は完了しているのですが、橋梁取り付け部の工事が稲城市の土地区画整理事業との調整に時間を要したということで、工期を延ばしております。

変更内容ですけれども、工事期間は変更前が平成27年度、今年度までの予定であったのですが、1年間延ばしまして、平成28年度。それで、供用開始が平成29年度に1年遅れてございます。

こちらの是政橋の事後調査報告書の11ページをご覧ください。工事の工程の変更ということで、表3-1-1、表3-1-2をご覧いただきたいのですが、表3-1-2が変更前の予定なのですが、下の「取付道路工事」の「稲城市側(A工区)」のところ、平成27年度、一応、今年度工事の予定であったのですが、変更後の表3-1-1をご覧いただきたいのですが、稲城市側

のA工区のところ、平成27年度は全然工事ができなかったということで、この1年間、来年度に延ばすというものでございます。

環境影響評価の見直しについてですが、工事期間及び供用開始時期は変わりますけれども、工法・規模等の変更はないため、予測・評価の見直しは特に行ってございません。

続きまして、本日の資料の31ページで「調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線 三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線（調布市富士見町～三鷹市野崎間）建設事業」についてです。

こちらの事業ですが、先ほど事後調査報告で御説明しました調布保谷線につながる部分で、その南側の道路になってございます。

こちらですが、事後調査報告書の2ページをご覧ください。位置図でございます。神代植物公園の前を通っている道路でございます。これの北側に、先ほど事後調査報告書で報告しました調布保谷線がつながっております。

こちらの変更理由ですけれども、現在、こちらも用地取得が完了して、街路築造工事等に着手しているのですが、地下埋設物の取り除き等に時間を要したということで、こちらも工期の延長でございます。

変更内容についてで、工事期間なのですが、今年度、平成27年度までの工事予定であったのですが、一応、1年間、平成28年度まで工期を延ばします。そういうことで、供用開始も平成29年度に変更になってございます。

環境影響評価項目の見直しについてですが、こちらも工事期間及び供用開始時期等は変わりますけれども、工法・規模等の変更はないということで、予測・評価の見直しは行ってございません。

32ページをご覧ください。「（仮称）虎ノ門2-10計画建設事業」で、こちらも工事の種類は「高層建築物の新築」でございます。こちらはホテルオークラの建替え事業になります。

こちらの変更理由ですが、事業の実施に伴いまして、事業の詳細設計を行ったことによりまして変更が生じてございます。

主な変更内容ですけれども、まず最高高さで、高層棟が、変更前は約195.0mであったものが約188.7m。中層棟が、変更前は約85.0mであったものが約75.3m。美術館が、変更前は約22.5mが約15.3mと、全体的に高さが低くなってございます。

それと、熱源計画。これが大幅に変わってございます。

事後調査報告書で、これもちょっと厚目になっておりますが、こちらの79ページをご覧ください。熱源の種類と排出条件ということで、上の表6.1.2-6（1）が変更後、表6.1.2-6（2）

が変更前でございます。変更前は、コジェネ、蒸気ボイラー、冷温水発生器。この3つを使う予定であったのですが、変更後はコジェネ、蒸気ボイラー・温水ボイラー。これが、蒸気ボイラーが8台、温水ボイラーが4台。温水ボイラーがそれぞれ4台、2台ということで、大幅にボイラー数が増えてございます。

これなのですけれども、80ページと81ページをご覧ください。81ページが変更前の排出口の位置ですが、高層棟の上ということで、G.L.+187.5mのところは熱源施設の排出口を予定していたのですが、80ページをご覧ください。今回、温水ボイラーの煙突ですが、G.L.+64.6mの部分。また、コジェネの煙突についてはG.L.+23.5m。温水ボイラーにつきましては、ちょっと高層と低くなっておりますけれども、G.L.+177.95mの部分が残っているということで、一部低いところに排出口が出てきております。

その結果なのですが、86ページをご覧ください。表6.1.2-8(1)と表6.1.2-8(2)を比べていただきたいのですが、熱源施設の寄与率が0.02%から1.30%とちょっと大きくなってございます。ただ、数値的には変更前が0.04678ppmで、変更後が0.04716ppmということで、それほど大きくはなっていないのかなと。寄与率は高くなっていますけれども、数値的に問題ないのかなと考えてございます。

こちらの環境影響評価の見直しについてですが、大気汚染、騒音・振動について予測・評価の見直しを行いました。今も御説明しましたとおり、一部ちょっと変わっておりますけれども、予測前と同程度ということで、評価の結論については変わらないという結論でございます。

受理報告については以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、もう余り予定の時刻まで残り時間がないのですが、御質問や御意見を承ります。

たくさん手が挙がっていますが、挙がった順から、藤倉委員からお願いします。

○藤倉委員 今日の事後調査報告書の1つ目、今日の資料の15ページにある「(仮称)港区芝浦一丁目計画」ですが、本体の事後調査報告書の35ページを見ますと、建設発生土も搬出したように書いてあるのですが、数字が全く出てこないの、ぜひ事業者にきちんと報告をさせるように言っていただきたいと思います。

あと、記述が、有効利用と再利用がまた混在しているような記述も見られますので、その点も注意するようにしてほしいと思います。

もう一点、あわせて、やはり有効利用と再利用が混在しているような記述が、次の上野駅の工事、東北縦貫線の本体の32ページにも見られますので、これも今後注意するように言っていただければと思います。

以上です。

○片谷審議会会長 多分、この鉄道事業はこれが最後の事後報告ですね。

○宇山アセスメント担当課長 済みません。先月、この御指摘をいただいたときに、これはもう確定してしまっていたので、これは直していないのですけれども、ほかは全てやっているつもりではございます。ほかの新しく出てきているものは全て再利用に修正をしてございます。

あと、芝浦一丁目の発生土なのですが、事後調査報告書の33ページをご覧くださいますと、その1というものが既に終わっておりまして、発生土と泥土の出る作業はそちらで全て終わっていたので、その1で報告していたので、今回は入れていないということでございます。

○片谷審議会会長 では、野部委員、どうぞ。

○野部委員 事後調査報告書の西友府中店の温室効果ガスなのですけれども、7割ぐらい減っているということで、めでたいのですが、これは例えば時間が短くなったとか、業態が変わったというお話だったのですけれども、例えば事後調査のときはそういうものを補正して比較していただくわけにはいかないですか。そうでないと、できるだけ甘い条件で最初に予測するというのが皆さん考えられるのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○片谷審議会会長 事務局、いかがですか。

○宇山アセスメント担当課長 こちらは、事後調査報告書の冊子の131ページを見ていただきますと、理由がいろいろ書いてあるのですけれども、通常はここまで下がる案件というものはございませんで、基準建築物は類似する建築物ということで、比較対象は間違っていないと思うのですが、こちらに書いてありますとおり、ここにはダイレクトには書いていないのですけれども、大分お客さんが入っていないそうです。

それで、ここに書いてある、もともと24時間やる予定だったものが16時間になったとか、あとはもともと西友がメインで、食品もいっぱい売るはずであったのが、採算も合わないということで、ホームセンターとかノジマ電気とか、ほかの電気を余り使わないところが入ったりとか、あとは3階、4階、屋上に駐車場があるのですけれども、お客さんの関係で、4階と屋上の駐車場を全く使っていないとか、もう閉鎖して入れないようにしてあるとか、あと、

その関係でバックヤードとかも暗いままとか、もちろん、節電しているとかもありますけれども、なかなかここまで減る案件はないのですが、ここはちょっとそういう特殊な事情でこんなに減ってしまったということがございます。

○片谷審議会会長 多分、その減った要因別に本当は削減率を出していただくと一番分かりやすいのだろうと思いますけれども、野部委員、いかがですか。

○野部委員 ただ、数字だけの比較ではなくて、やはり内容を吟味して、それがいわゆるいろいろな努力によって下がったのか、それとも、外部要因によって下がったのかというのは切り分けて評価できるようにしていただけるとありがたいなと思います。

○片谷審議会会長 齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 事後調査報告書の多摩興産株式会社の件なのですが、この報告書の57ページのほうを見させていただいて、このT-2というところのモニタリングポイントから放流がないというふうに記載がされていまして、そうします、その上につけている仮設調整池というところにも湛水がなかったというふうな記載が56ページの下のほうに出ているのですが、そうしますと、この調整池が機能しなかったということを行っているのか、それとも、ここは周辺に降った雨がほかのところへ流れていったということなのか。そこら辺を確認したいと思ったのです。

○佐藤アセスメント担当課長 一応、調整池は機能しておりまして、要は敷地内に降った雨は調整池に入る形になっております。

あと、洗車後の泥水なども調整池にためておいて、沈砂させる。それで、オーバーフローする場合には川に流すのですが、今回、オーバーフローすることなく自然的にそれが土の中にしみ込んでいたりとか、そういうもので処理できているので、放流していないという状況でございます。これを全然使っていないわけではございません。ここに雨は集まっています。

○齋藤委員 分かるのですが、58ページの降水量を見ていますと、前日までに降った雨が247mmで、台風が来ているというところから考えますと、本来ならば湛水してしかるべきところが全く湛水されていないという記載が、ほとんど湛水していないという、これはちょっと状況が理解できなかったのです。ですから、ちょっとどうなのでしょう。

○佐藤アセスメント担当課長 多分、大雨が降った場合にはよほどそこがべちゃべちゃになって、全体が水浸しになっているとか、そういう状況でなければ多分、放流しているかと思えます。この辺の状況についてはちょっと確認いたします。

確かに、好ましくない状況があるようであれば事業者のほうに改善を求めまして、これはまだまだ20年間続く事業ですので、対策はとっていただくようにしたいと思います。

○齋藤委員 ありがとうございます。

○片谷審議会会長 では、それは確認して、齋藤委員に直接、確認結果を伝えてください。
ほかに御質問は。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 大田清掃工場の事後調査報告書の112ページなのですが、施設の稼働に伴って廃棄物の排出量が減りましたというのはいいことなのですが、ただ、ここに書いてある理由がかなり乱暴な言い方をしていますので、やはり一部事務組合のプロフェッショナルの方がこういう考察をしっかりと見ていらっしゃってこういう書き方をされているのか、もう一度、この事後調査報告書についてもしっかりと見ていただく。

同時に、この結果というものは次の建替えとか、もろもろの工事に影響しますので、その辺の理由をきっちり解析していただいて、次に活かしていただきたい。そういう観点からもう少し、この内容についても精査して報告していただきたい。そういう要望です。

○佐藤アセスメント担当課長 事業者のほうにはしっかり伝えたいと思います。

○片谷審議会会長 ほかはいかがでしょうか。

杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 済みません。ちょっと細かいことで、変更届というものを初めて拝見して、例えばTGMM芝浦プロジェクトとか、それから、最後の虎ノ門のところで、変更後、建築面積が増えている、最高高さが減っている、高さが減るとそのまま形状は変わらないのかとか、どういう理由で建築面積がこんなに増えるのかというところが理解できないのですが、ちょっと教えていただければと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 例えば虎ノ門の変更届をご覧いただきたいのですが、その9ページが建築計画の概要になります。今、杉田委員から御説明がありましたとおり、高さが減っているのに建築面積等が増えているという、延べ床等が増えているのですが、実はこれは建築基準法が改正されまして、今まで敷地面積でカウントしていなかった部分をカウントするようになってございます。

エレベーターホール等が、今までは床面積に入れていなかったのですが、それを入れたことによりまして面積が増えている。ちょうど、この変更届といいますか、評価書をつくった段階ではまだ法律が施行されておらなかったもので、この変更届で変えているということ

で、高さが低くなっているのに床面積等が増えている。TGMMも同じ理由です。

○杉田委員 分かりました。

○片谷審議会会長 建築基準法の改正は確かに影響はあるはずですが、本来、環境負荷は基準法に関係なく、ちゃんと実際の建築面積で出しておいてもらわないといけないわけですね。その建築基準法の届け出に算入するかどうかということと環境負荷は本来無関係ですから、それはやはり問題でありまして、今回、予測の見直しによって結論は変わらないということになっていますけれども、やはり数字を個別に見ますと、環境負荷が一部増えているというのがこの変更届にありますので、それは理由が建築基準法の改正であるにしても、やはり最初のアセス図書の段階で、本来算入されているべきものがされていなかったということがあるはずですね。負荷が増えているわけですから、それはやはり最初の評価書をつくる段階で不備があったと言っておかしくないと思いますので、これは今後、事務局としてもチェックをより厳しくしていただく必要があろうかと思えます。

あと、これはTGMMもそうなのですけれども、工期の変更も含まれていまして、工程が変わるので、ピークが分散されて負荷が下がるような項目もどうもあるみたいなのです。今、細かく見切れていないのですが、そういうものは、要は最初のアセスをやる段階できちんとそういう工程の平準化などの検討が十分なされていなかったことを意味していることになりまますので、それはやはり、この審議する側にも十分チェックし切れなかった問題があるのですが、これはアセスの手続が終わってしまった後の変更でそういうものが出てくるのは極力避けるべきことなので、審議会側もそうですし、事務局も、あるいは事業者もそういう改善を今後図っていく必要があろうかと思えます。

いかがでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、工事工程につきましては、確かに詳細設計等をやっていきますと、あと、やはり騒音・振動、あるいは大気汚染等で意見がついて、平準化をして変わる事例は結構あるのかなと思っています。それで、今回は規模の見直しによりまして平準化されているのですが、そういう部分については最初からちゃんと、ただ、評価書の段階ではなかなか詳しい山積みが出ていない状況ですので、極力そういうことがないようにというふうには事業者に伝えたいと思いますが、今後も多分出てくるかなと考えております。

○片谷審議会会長 もちろん、ここでの指摘による変更はむしろ歓迎すべきことなのですが、やはり施設の規模が大きくなる変更は本来避けるべきものでありまして、設計が不確定ならば、その不確定なレンジの中の最大値で予測・評価を本来すべきなわけですから、

変更届で施設の規模が増えるのは、アセスの制度上は本来あってはならないことです。ですから、不確定部分があれば最大でこのぐらいというもので、スペックで予測評価をするのが本来だと思いますから、今後の案件でそういう指導をぜひ徹底していただきたいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。

○片谷審議会会長 済みません。ちょっと時間が超過してしまいました。まだ御意見もあろうかと思いますが、後の御予定がある方もいらっしゃると思いますので、お気づきの点がありましたら、後ほどまた事務局に直接お伝えいただくことにさせていただきたいと思います。

では、全体を通して何か発言を忘れたことなどがありましたら。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、これをもちまして、本日の審議会を終わります

(傍聴者退室)

(午後12時12分閉会)